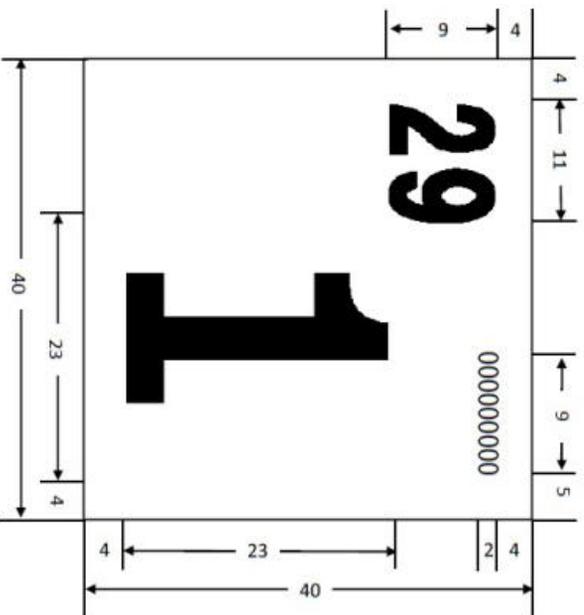


第十九号様式 (検査標章) (第四条関係)  
(表)



(裏)



- 注 (1) 検査標章には、自動車の前面ガラスに貼り付けるものにあつては図の(表)及び(裏)、自動車登録番号標又は車両番号標に貼り付けるものにあつては図の(表)の例により、自動車検査証の有効期間の満了する時期を表す数字を黒字で表示すること。
- (2) 自動車検査証の有効期間の満了する日の属する年を表す数字の位置は、平成二十九年にあつては(表)の左上、平成三十年にあつては(表)の右上、平成三十一年にあつては(表)の右下、平成三十二年にあつては(表)の左下とし、平成三十三年以降は順次これを繰り返すこと。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとすること。